

東京学芸大学教育インキュベーション推進機構 OECD 日本共同研究プロジェクト要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）の一部改正（令和5年4月1日施行）による参照する条の修正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）<u>第17条第4項</u>の規定に基づき、東京学芸大学教育インキュベーション推進機構（以下「機構」という。）に置くOECD日本共同研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 プロジェクトは、次に掲げる構成員をもって組織する。            (1) <u>教育インキュベーション推進機構長</u>（以下「機構長」という。）            (2)～(4) 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(要項の改廃)</p> <p>第6条 この要項の改廃は、<u>教育インキュベーション推進機構会議</u>の議を経て、機構長が定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>  <u>この要項は、令和6年3月14日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）<u>第16条第4項</u>の規定に基づき、東京学芸大学教育インキュベーション推進機構（以下「機構」という。）に置くOECD日本共同研究プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 プロジェクトは、次に掲げる構成員をもって組織する。            (1) <u>機構長</u>            (2)～(4) 〔省略〕</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(要項の改廃)</p> <p>第6条 この要項の改廃は、<u>機構会議</u>の議を経て、機構長が定める。</p> <p>〔省略〕</p>